

西胆振行政事務組合「火葬場整備事業」に関する 新火葬場の運営方針

- 1 運営方針策定の趣旨
- 2 新火葬場の名称について
- 3 新火葬場の運営費用見込みについて
- 4 火葬1件当たりの概算費用について
- 5 基金の創設について
—「安定的な運営」と「将来への備え」—
- 6 新火葬場使用料シミュレーション
- 7 新火葬場使用料（案）
- 8 使用料の減免等について
- 9 運営・維持管理等体制（方法）について
- 10 経過及び今後のスケジュール（予定）

令和2(2020)年12月
西胆振行政事務組合
衛生部衛生課

『伊達市火葬場』は1978(昭和53)年に建設され、約40年間が経過しました。このため、建物の老朽化、火葬炉の経年劣化が進んでおり、新たな火葬場を、長期的な展望に基づき整備することが求められていました。

整備にあたっての検討過程において、伊達市火葬場を利用する住民が多い胆振西部1市3町(伊達市/豊浦町/壮瞥町/洞爺湖町)による広域的な視点、共同による整備が望ましいとの結論から、整備主体は1市3町で構成される『西胆振行政事務組合』が担い、また、整備に関する設計・施工などについては、事務組合が伊達市へ事務を委託する方式とし、現在の伊達市火葬場の敷地を活用し整備事業を実施することとしました。

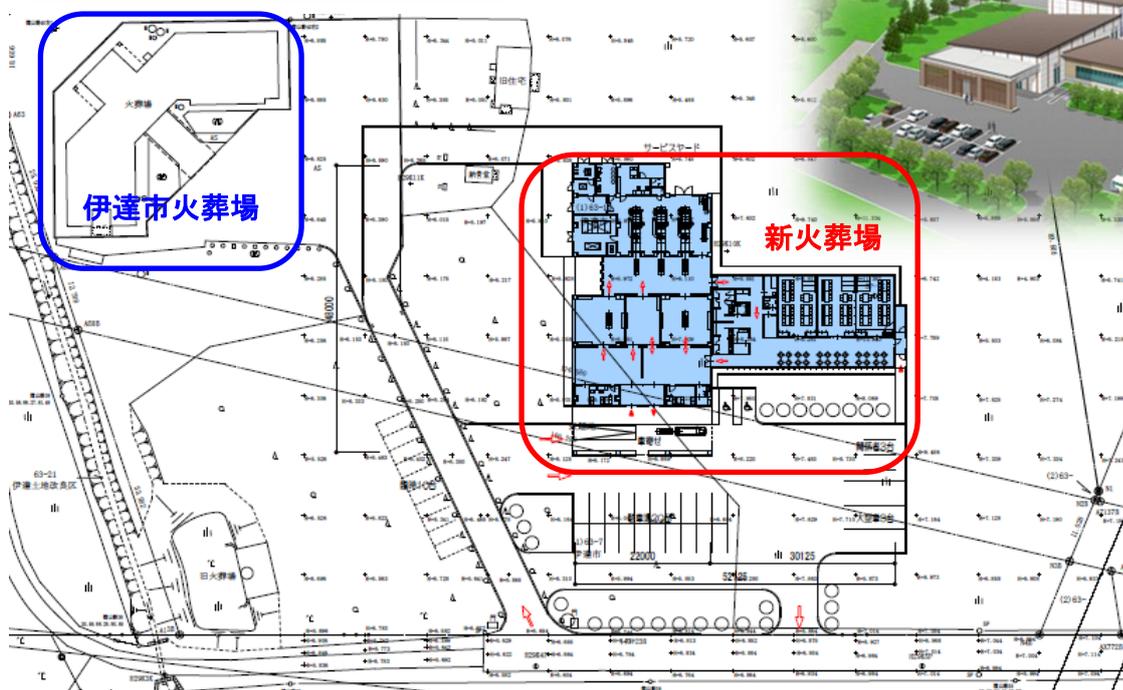
この運営方針は、平成30年度に策定した『西胆振行政事務組合「火葬場整備事業」に関する基本構想及び基本計画』に基づき現在実施している新火葬場の整備事業に関し、供用開始後の運営(維持管理等)費用の見込みや財源、火葬場使用料などについての基本的な考え方や方針を定めるものであり、今後、この運営方針を基に、関係条例などの整備や予算措置を検討するために策定するものです。

【新火葬場施設の概要】

- ◎所在地 伊達市上館山町63番地10 他(現在の伊達市火葬場隣接地)
- ◎延床面積 1,310.32㎡
- ◎入口ゾーン 風除室/告別ホール
- ◎火葬ゾーン 告別室2室(1室収骨室兼用)/収骨室/炉前ホール/火葬炉3基
- ◎管理ゾーン 炉室/監視室/電気室(非常用発電機含む)/倉庫等
- ◎待合ゾーン 待合室(40人収容+畳スペース)3室/待合ホール/多目的室/キッズスペース/男女WC/多目的WC/授乳室/給湯室
- ◎駐車場 乗用車20台/大型バス3台/車椅子用2台/関係者用3台
(上記の他駐車可能なスペース確保)
- ◎整備事業費 881,517,600円(平成30年度~令和3年度(4年間))

【新火葬場施設イメージ】

【新火葬場施設平面図】



2

新火葬場の名称について

火葬場の名称には、一般的に「〇〇火葬場」、または、「〇〇（葬）斎場」「〇〇（葬／斎／聖）苑」などが多く採用されています。

新火葬場は、胆振西部1市3町で構成される「西胆振行政事務組合」の施設であることから、火葬場の名称に「西胆振」を使用することも考えられますが、一方で、利用者に対し、火葬場の所在地を明確に伝える必要があることから、火葬場の名称に、胆振地域の広い範囲を指す「西胆振」をつけることは避ける必要があります。

また、故人を想う会葬者に、あたたかみや安らぎを感じてもらえる名称が望ましい一方、本地域においては、利用者が、火葬場ではない葬儀（式場）施設と誤解することが懸念されることから、他地域において採用されている「〇〇（葬）斎場」や「〇〇（葬／斎／聖）苑」などの名称は避けることが望ましいと思われまます。

これらを踏まえ、新火葬場の名称は、「伊達火葬場」とします。

【道内の火葬場の名称（式場併設を含む）】

◆〇〇火葬場	49施設	◆〇〇（葬・斎）苑	16施設
◆〇〇葬斎場	45施設	◆〇〇聖苑	12施設
◆〇〇斎場	37施設	◆その他	8施設

※道内の火葬場(167施設)の名称は「全国火葬場データベース（厚生労働省）」を参考に集計

3

新火葬場の運営費用見込みについて

火葬場の運営（維持管理等）には、火葬業務を含む日々の施設の管理（委託）料、設備等の保守点検費用や故障・破損時の修繕料、電気料や燃料代などの光熱費、その他消耗品・備品購入費などの費用がかかります。

新火葬場と現在の伊達市火葬場を比較すると、面積が約2.5倍となり、また、火葬炉や空調などの各種設備が充実されることなどから、運営（維持管理）には、推計で、年間3,000万円前後ほどの費用が見込まれます。

また、このほかに、将来的には、経年・老朽化に伴う電気設備・空調設備などの交換・更新や建物の大規模な補修・修繕、火葬場の主要設備である火葬炉のメンテナンスの必要性など、10年後～30年後にかかることが見込まれる費用も想定しておく必要があることから、これらの費用を賄うための財源（将来への備えを含めた火葬場使用料）について、あらかじめ検討することが必要です。

【現在の伊達市火葬場と新火葬場の比較】

	伊達市火葬場（火葬炉3基）	➡	新火葬場（火葬炉3基）
◎延床面積	512.06㎡	➡	1,310.32㎡
◎火葬件数見込み	658件/年程度 (平成29～令和元年度平均)	➡	想定件数660件/年程度 (2030年頃まで増加⇒以後減少見込み)
◎運営費見込み	1,618万円/年 (令和元年度決算見込み額) 【配置人数：2名】	➡	3,000万円/年程度 (設備等の更新・大規模補修等除く) 【配置見込み人数：3名程度】
◎増加見込経費	■施設管理(委託)料 ■電気料 ■設備保守点検費用 …など		

火葬 1 件当たりの概算費用について

火葬場使用の際に使用者の方が支払うこととなる火葬場使用料の検討のため、施設の運営（維持管理等）費用見込みと、火葬件数見込みから、火葬 1 件当たりにかかる費用を単純に計算すると、

◎年間運営（維持管理）費用見込み 30,000,000円/年 … A

◎火葬件数見込み 想定660件/年程度 … B

■火葬 1 件当たり概算費用（A ÷ B） 45,454円/件

となり、火葬 1 件当たりにかかる概算費用は45,000円程度という結果となります。

しかしながら、年度ごとに増減のある火葬場運営（維持管理等）費用を、年度によって利用件数（使用料収入）に大きな変動がある上記の概算金額で全て賄うことはできないことから、理論上の概算費用に加え「安定的な運営のための調整（上乘せ）額」を見込むことが必要となります。

また、胆振西部 1 市 3 町の人口推計を見ると、2030 年（令和 12 年）頃の人口は約 42,000 人、2040 年（令和 22 年）頃の人口は約 35,000 人とされており、人口減少が著しいことが予想されています。

このような時代を迎えるにあたり、将来にわたり持続可能な安定的運営をしていくため、歳入の一部を「将来への備え」としてストックしておく必要があります。

これらを踏まえ、「安定的な運営と将来への備え」を考慮した火葬場使用料」について検討することとします。

【現在の伊達市火葬場の利用状況】

区 分	合計	内 訳				
		伊達市民	豊浦町民	壮瞥町民	洞爺湖町民	その他
【2017(平成29)年度】						
死亡者数	755人	448人	82人	42人	183人	-
伊達市火葬場利用件数	607件	439件※	25件	38件	56件	49件
利用率(各市町利用件数/死亡者数)		約97%	約30%	約90%	約30%	-
【2018(平成30)年度】						
死亡者数	801人	531人	68人	46人	156人	-
伊達市火葬場利用件数	698件	524件※	21件	39件	67件	47件
利用率(各市町利用件数/死亡者数)		約98%	約30%	約84%	約42%	-
【2019(令和元)年度】						
死亡者数	808人	521人	71人	49人	167人	-
伊達市火葬場利用件数	669件	516件※	17件	40件	60件	36件
利用率(各市町利用件数/死亡者数)		約99%	約23%	約81%	約35%	-

※上記利用件数には、死産児/改葬・肢体/内臓等/医療機関からのあと産申請件数を含む。

【死亡による新火葬場火葬件数見込み※】

2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)	2045年度 (令和27年度)	2050年度 (令和32年度)	平均
674件	687件	694件	692件	672件	619件	579件	660件

※ 1 市 3 町民の死亡者推計に基づき、現在の伊達市火葬場利用率（1 市 3 町民以外利用を含む）を参考に推計。

（「死亡に伴う遺体の火葬」以外の火葬（死産児/改葬・肢体/内臓等/医療機関からのあと産等）に係る使用件数含まない）

前述のとおり、年度ごとに利用件数や維持管理費用に増減のある火葬場の運営（維持管理等）を安定的に行っていくため、理論上の概算費用に加え「安定的な運営のための調整（上乘せ）額」を見込むことが必要となります。

また、将来的な著しい人口減少が見込まれる中で、将来にわたり持続可能な安定的運営をしていくため、10年後～30年後に見込まれる設備などの交換・更新や建物の大規模修繕、火葬場の主要設備である火葬炉のメンテナンスなどへの備えとして、歳入の一部を「将来への備え」としてストックしておく必要があります。

利用件数が少ない（＝使用料収入が少ない）年度の運営経費や、設備の更新、一定規模の補修・修繕などの必要性が生じた場合には、適宜この資金を活用し賄うこととなりますが、後述の「使用料シミュレーション」においては、この資金の想定額を年間運営（維持管理）費用見込みの10%として計算します。

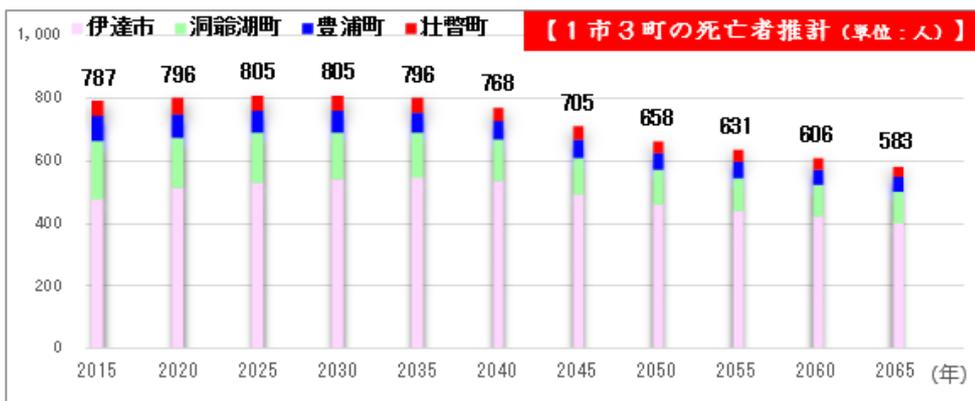
なお、この資金は、「（仮称）火葬場基金」という形で管理することが望ましいことから、この基金創設について併せて検討するものとします。

【「安定的な運営」及び「将来への備え」想定金額】

■運営（維持管理）費用見込みの10%

$$= 3,000 \text{ 万円} / \text{年} \times 10\%$$

$$= 300 \text{ 万円} / \text{年} (= 3,000 \text{ 万円} / 10 \text{ 年間程度})$$



※死亡者数の推計は「日本の地域別将来推計人口（2018年推計／国立社会保障・人口問題研究所）」を参考に算出

前述の「(仮称)火葬場基金」を踏まえ、新火葬場使用料について試算・検討します。

基金積立想定額を加味し年間経費と火葬1件当たり費用を再計算すると

◎年間運営(維持管理)費用見込み	30,000,000円/年 … A
◎基金積立想定額(A×10%)	3,000,000円/年 … B
■年間経費 合計(A+B)	33,000,000円/年 … C
◎火葬件数見込み	想定660件/年程度 … D
■火葬1件当たり費用(C÷D)	50,000円/件 (基準額)

となり、使用料は「50,000円/件」が適当である結果となります。

この結果を基に、「受益者負担」の考え方に基づき、新火葬場の使用料(案)を策定することとします。

前述の火葬1件当たりの費用を基準に、新火葬場を使用する方が支払うこととなる火葬場使用料(案)を下記のとおりとします。

通常、火葬場使用料は、「設置・運営する自治体住民」と「住民以外」で使用料が異なります(通常、住民以外は住民の1.5~3倍程度)が、新火葬場は、基準額となる大人1体当たりの使用料を高めを設定していることを踏まえ、胆振西部1市3町(伊達市/豊浦町/壮瞥町/洞爺湖町)住民を含め、住民以外の利用についても全て同一の使用料とします。

なお、火葬場使用料は、今後制定する「(仮称)西胆振行政事務組合火葬場条例」、基金設立は「(仮称)西胆振行政事務組合火葬場基金条例」において定めることとなりますが、毎年度の基金への積立金額や基金からの充当金額などの予算額は、運営(維持管理等)費用とともに、西胆振行政事務組合の予算において決定することとなります。

【新火葬場の使用料(案)】			
区分			使用料
(1)	13歳以上	1体につき	50,000円 (基準額)
	13歳未満	1体につき	10,000円 (基準額の1/5)
(2)	死産児	1体につき	10,000円 (基準額の1/5)
(3)	改葬及び 身体の一部	1件につき	10,000円 (基準額の1/5)
(4)	あと産類	産婦1人につき	10,000円 (基準額の1/5)

【参考：1市3町及び近隣市の現在の各火葬場の使用料】								
区分			伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町	室蘭市	登別市
(1)	大人	1体につき	8,000円 (10歳以上)	10,000円 (13歳以上)	15,000円 (13歳以上)	20,000円 (10歳以上)	18,000円 (10歳以上)	15,000円 (10歳以上)
	小人	1体につき	6,000円 (10歳未満)	4,000円 (13歳未満)	7,500円 (13歳未満)	8,000円 (10歳未満)	13,500円 (10歳未満)	11,000円 (10歳未満)
(2)	死産児	1体につき	4,000円	4,000円	7,500円	8,000円	9,000円	7,500円
(3)	改葬・肢体	1体につき	6,000円	4,000円 (改葬・身体の一部)	7,500円 (改葬・身体の一部)	8,000円 (改葬1体)	6,000円 (身体の一部)	5,000円 (身体の一部)
(4)	内臓その他 (手関節以下を含む)		1,200円 (3kgごと)			8,000円 (胎盤及び 附属物その他 1個につき)		
(5)	あと産類		1,200円 (産婦1人)				2,700円 (産婦1人)	2,000円 (産婦1人)
(6)	控(待合)室 使用料	1室につき	— (設定無し)	— (設定無し)	— (設定無し)	— (設定無し)	2,000円	4,000円
住民以外の使用料 【住民以外大人火葬+控室1室使用】			上記の3倍 24,000円	上記の2倍 20,000円	上記の2倍 30,000円	上記の2倍 40,000円	上記の2倍 40,000円	上記の2倍 38,000円

※令和2年4月調査現在の使用料

【参考：道内35市の火葬場使用料（控室1室を含む）】※	
使用料区分（住民大人1体につき）	合計35市
20,500円	2市
20,000円	2市
15,000円以上20,000円未満	12市
10,000円以上15,000円未満	8市
10,000円未満	6市
無料	5市

※令和2年4月調査現在の使用料（事務組合等による運営を含む）

【参考：新火葬場の運営（維持管理）に係る経費と財源イメージ】

【通常の年度のイメージ】

歳出 (経費)	約3,000万円/年 年間の運営・維持管理経費 (=伊達市への事務委託料)		基金積立金
	火葬場使用料収入 (50,000円/件 × 約660件/年)		
歳入 (財源)			

【修繕(設備更新)等の生じる年度のイメージ】

歳出 (経費)	××万円 修繕等費用 (基金充当)	約3,000万円/年 年間の運営・維持管理経費	基金積立金
	(=伊達市への事務委託料)		
歳入 (財源)	基金繰入 ××万円	火葬場使用料収入 (50,000円/件 × 約660件/年)	

※上記はあくまでイメージであり、年度毎の火葬件数や実際の修繕費用等の状況により異なります。

現在の伊達市火葬場使用料からの激変緩和、住民の負担軽減等の観点から、当面の期間、前述の「13歳以上の遺体の火葬に係る使用料5万円」については、減免を行うことについての検討を行います。

なお、減免を行う場合、減免した分の歳入の補填（構成市町による負担金等の支出）が必要となりますが、補填は、使用する方が住んでいた市町が、利用実績に応じて行う必要が生じることから、減免の適用となる対象住民や金額等については、1市3町で検討・協議の上決定することとします。

また、使用料の額や、減免する額等については、今後の社会情勢や、新火葬場の運営状況等を勘案し、概ね3～4年間程度毎を目途に、適宜検討を行い、必要に応じて見直しを図るものとします。

新火葬場の火葬許可等事務（火葬許可申請受付／火葬場の予約調整／使用料収納等）については、死亡届の受理と併せて一元的に行う必要がありますが、西胆振行政事務組合の事務所所在地（伊達市松ヶ枝町13番地1。西胆振行政事務組合消防本部職員が勤務）では、事務所機能として、当該事務を担うことはできません。また、西胆振行政事務組合を構成する1市3町全ての窓口で火葬許可申請等を受けるとした場合、「収納した使用料（現金）の管理・輸送方法」「火葬予約の重複受付の可能性」等の問題・懸念があります。

以上のことから、新火葬場の火葬許可等事務については、現在の伊達市火葬場と同様に、伊達市の戸籍担当部署が担うことが望ましいと思われるものとします。

また、運営・維持管理等に関する事務についても同様に、西胆振行政事務組合の事務所所在地では、職員の体制、事務所機能として担うことができないことから、伊達市の火葬場担当部署が担うことが望ましいと思われるものとします。

なお、現在進行中の新火葬場整備事業は、地方自治法の規定に基づき、西胆振行政事務組合が伊達市に「事務委託」を行い実施していますが、上記の運営・維持管理等事務についても同様に、西胆振行政事務組合から伊達市へ「事務委託」をする形で実施することとします。

新火葬場 平面図

